



国民年金保険料の免除申請は7月から受付開始

経済的な理由で国民年金保険料を納めることが困難な場合、一定の要件を満たせば、本人の申請に基づき、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。申請は年度ごとに必要で、年度の始まりは7月、終わりは翌年6月末です。

■申請免除制度

本人、配偶者および世帯主の前年の所得が一定額以下の場合、申請により国民年金保険料の全額か一部（4分の3、半額、4分の1）が免除になります。

一部免除に承認された場合、免除されなかった残りの保険料を納付しないと一部免除は無効（未納と同じ）となりますので、免除されなかった残りの保険料は必ず納付してください。

■納付猶予制度

50歳未満の人で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます（世帯主の所得は審査の対象にはなりません）。

問い合わせは、大牟田年金事務所（☎52・5294）、市健康づくり課（☎77・8533）、大和・三橋庁舎市民サービス課まで。

国民年金 Q&A

Q. 去年払っていない保険料を今から免除申請できますか？

A. 申請できます。申請した月の2年1か月前の月分まで免除申請できます。

■納付が必要な保険料（平成30年度）

| | 納付する保険料 (月額) | 年金額への反映 | |
|-------|-----------------|---------|------|
| 定額保険料 | 1万6340円 | 1 | |
| 全額免除 | 0円 | 2分の1 | |
| 一部免除 | 3/4免除 | 4090円 | 8分の5 |
| | 半額免除 | 8170円 | 8分の6 |
| | 1/4免除 | 1万2260円 | 8分の7 |
| 納付猶予 | 0円 | 追納により反映 | |

※平成21年3月以前の免除期間は、割合が異なります

誰でも簡単にもうかる副業などのうまい話には要注意

【事例1】

「メールの相手をするだけで報酬がもらえる」というインターネット上の広告を見てサイトに登録した。メールの相手が報酬として200万円をくれるというが、受け取りに必要な個人情報を交換するため、ポイントを何度も購入させられた。結果、報酬どころか、高額な出費になってしまった。

【事例2】

「1日たった5分の作業で月収100万円。簡単にもうかる方法を教える」というインターネット上の広告を見て、30万円のクレジット決済をした。届いたマニュアルを見ても、作業の仕方やもうかる仕組みがよくわからない。解約を申し出たが、一切返金できないと言われた。

【アドバイス】

事例1は、悪質な出会い系サイトです。「あとでお金がもらえるから大丈夫」と思い、次々にポイントを

購入してしまいます。しかし、メールの相手は“サクラ”の可能性が高く、報酬を受け取ることは困難です。

事例2は、動画やマニュアルなどでもうけ方を教える情報商材です。高額な料金を支払っても、稼げるとは限らず、一旦支払ったお金を取り戻すのは困難です。

どちらの事例も入り口は「副業」です。簡単にもうかるという、うまい話には注意し、安易に契約しないようにしましょう。返金の交渉ができる場合があるので、あきらめずに早めに相談してください。

相談、問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30 ☎76・1004）まで。



(消費者庁イラスト集より)



65歳以上の人に介護保険料の決定通知書を送ります

県介護保険広域連合は、65歳以上の被保険者へ介護保険料の決定通知書を7月下旬ごろに郵送します。今年度は、3年に1度の保険料見直しの年度になるため、基準額を変更し、介護保険料の所得段階を昨年度の「16段階」から「25段階」に分けています。

■65歳以上の被保険者の介護保険料の納め方

●年金天引きの場合【特別徴収】年間保険料額から仮徴収の4、6、8月の納付額を差し引いた金額を、年金天引き（本徴収）の10、12、2月の3回で納めます。

●納付書や口座振替などの場合【普通徴収】年間保険料額を8月から3月までの月1回、計8回で納めます。

なお、年間18万円以上の老齢（退職）、障害、遺族年金を受給している人は年金天引きとなりますが、65歳になった人や広域連合外の市町村から転入した人などは、年金天引きの開始が半年～1年後となるので、それまでは納付書や口座振替などで納付してください。

問い合わせは、市福祉課高齢者福祉係（☎77・8516）、同広域連合（☎092・643・7055）まで。

■今年度の介護保険料額一覧表

| 所得段階 | 対象者 | 計算方法 | 年間保険料額 | | | | |
|------|--|----------|--|----------|--|----------|----------|
| 1 | 世帯非課税 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 公的年金等収入額と合計所得金額等の合計額が80万円以下の人 | 基準額×0.45 | 3万3463円 | | | | |
| | | 2 | 世帯非課税 公的年金等収入額と合計所得金額等の合計額が80万円を超え120万円以下の人 | 基準額×0.75 | 5万5771円 | | |
| | | | | 3 | 世帯非課税 公的年金等収入額と合計所得金額等の合計額が120万円を超える人 | 基準額×0.75 | 5万5771円 |
| 4 | 非本人課税 公的年金等収入額と合計所得金額等の合計額が80万円以下の人 | 基準額×0.9 | 6万6925円 | | | | |
| | | 5 | 非本人課税 公的年金等収入額と合計所得金額等の合計額が80万円を超える人 | 基準額 | 7万4361円 | | |
| | | | | 6 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が120万円未満の人 | 基準額×1.2 | 8万9233円 |
| | | | | 7 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が120万円以上200万円未満の人 | 基準額×1.35 | 10万387円 |
| | | | | 8 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が200万円以上300万円未満の人 | 基準額×1.6 | 11万8978円 |
| | | | | 9 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が300万円以上320万円未満の人 | 基準額×1.65 | 12万2696円 |
| | | | | 10 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が320万円以上340万円未満の人 | 基準額×1.7 | 12万6414円 |
| | | | | 11 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が340万円以上360万円未満の人 | 基準額×1.75 | 13万132円 |
| | | | | 12 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が360万円以上380万円未満の人 | 基準額×1.8 | 13万3850円 |
| | | | | 13 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が380万円以上400万円未満の人 | 基準額×1.85 | 13万7568円 |
| | | | | 14 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が400万円以上420万円未満の人 | 基準額×1.9 | 14万1286円 |
| | | | | 15 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が420万円以上440万円未満の人 | 基準額×1.95 | 14万5004円 |
| | | | | 16 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が440万円以上460万円未満の人 | 基準額×2.0 | 14万8722円 |
| | | | | 17 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が460万円以上480万円未満の人 | 基準額×2.05 | 15万2440円 |
| | | | | 18 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が480万円以上500万円未満の人 | 基準額×2.1 | 15万6158円 |
| | | | | 19 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が500万円以上520万円未満の人 | 基準額×2.15 | 15万9876円 |
| | | | | 20 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が520万円以上540万円未満の人 | 基準額×2.2 | 16万3594円 |
| | | | | 21 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が540万円以上560万円未満の人 | 基準額×2.25 | 16万7312円 |
| | | | | 22 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が560万円以上580万円未満の人 | 基準額×2.3 | 17万1030円 |
| | | | | 23 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が580万円以上600万円未満の人 | 基準額×2.35 | 17万4748円 |
| | | | | 24 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が600万円以上800万円未満の人 | 基準額×2.4 | 17万8466円 |
| | | | | 25 | 合計所得金額から特別控除額を引いた額が800万円以上の人 | 基準額×2.5 | 18万5903円 |

介護保険料はコンビニで納めることができます

これまで介護保険料は、平日の日中に、指定の金融機関や市役所窓口などでしか支払うことができませんでしたが、今年度からは夜間や休日にもコンビニで支払いができるようになりました。

※納付期限を過ぎたものやコンビニ用のバーコードが消されていたり、汚れたりして読めないもの、金額を手書きで訂正したものは、コンビニでの取

り扱いができません。

●取り扱っているコンビニ セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK、ミニストップなど

問い合わせは、県介護保険広域連合（☎092・643・7055）まで。